

令和2年10月1日から

紹介状なしの負担金が変わります

2020（令和2）年4月の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院では、紹介状をお持ちでない場合、診療料とは別に以下の徴収が義務付けられました。

初診時 選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

| | 令和2年9月30日まで | 令和2年10月1日から |
|----|-------------|-------------|
| 医科 | 2,200円(税込) | 5,500円(税込) |
| 歯科 | 2,200円(税込) | 3,300円(税込) |

再診時 選定療養費

病状が安定しているため、もしくは当院担当医の判断により他の医療機関へ紹介を申し出た後も、当院での診療をご希望し受診された場合

| | 令和2年9月30日まで | 令和2年10月1日から |
|----|-------------|-------------|
| 医科 | なし | 2,750円(税込) |
| 歯科 | なし | 1,650円(税込) |

〈ご負担の対象とならない場合〉

- ・救急車搬送等の救急患者（軽微な疾患での救急搬送は除く）
- ・国や地方自治体の公費医療負担制度の受給対象者（乳幼児医療・ひとり親家庭医療・子ども医療は除く）
- ・当院の別の診療科を受診中の方（医科と歯科は原則別施設扱いになります。）
- ・特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・外来から継続して入院した患者
- ・労働災害・公務災害・交通事故・予防接種などの自費診療の患者 など

初診の際は、「かかりつけ医」などの医療機関からの紹介状をご持参いただきますようお願い申し上げます。

地域医療連携室にご相談ください。地域医療連携室では、「かかりつけ医」に関する相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。（平日8時30分～17時）

市立三次中央病院 地域医療連携室 ☎0824-65-0101 FAX 0824-65-0159